

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 22 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課

産業廃棄物処理業者により転売された食品の流通防止に係る対応について（依頼）

産業廃棄物処理業者により廃棄物が食品等事業者に転売され、食用としてスーパー等で販売された事案については、平成 28 年 1 月 15 日事務連絡で関係自治体と連携した対応をお願いしたところです。

昨日までに、愛知県において別紙 1 のとおり食品として転売された(株)壺番屋のビーフカツの流通状況を公表するとともに、岐阜県において別紙 2 のとおり(株)壺番屋以外の廃棄物として処理を依頼された食品の流通について公表しているところです。

また、環境省においては、都道府県等の産業廃棄物行政主管部局に対し、別紙 3 から 5 のとおり通知し、関係産業廃棄物処分業者への立入検査を強化しているところです。各都道府県等におかれては、産業廃棄物行政主管部局による立入検査等において同様の事例が確認された場合には、産業廃棄物行政主管部局と連携して問題食品の流通防止及び消費者への情報提供等について対応するとともに、対応状況について当課まで報告されるようお願いいたします。

(参考)

愛知県記者発表資料：<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/list7-1.html>

岐阜県報道発表資料：<http://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/hodo.html>

平成28年1月21日（木）
 愛知県健康福祉部保健医療局
 生活衛生課食品衛生・監視グループ
 担当 磯貝・松田
 内線 3254・3255
 （ダイヤルイン）052-954-6249

食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツ等の流通について （第9報）

○ 流通状況調査の結果、新たに判明した施設（愛知県所管分）

流通状況調査の結果、当該ビーフカツを取り扱った卸業者等が第7報以降、新たに判明しましたので、お知らせします。

なお、県下全体の流通状況等は別添1及び2のとおりです。

（1）卸業者

施設総数 1施設（小牧市1施設）
 総入荷量 200枚
 総出荷量 0枚
 総在庫量 200枚（返品及び自家消費を含む）

（2）弁当製造施設

施設総数 0施設

（3）販売店（飲食店、スーパー等）

番号	販売店名	販売店所在地	仕入量	販売済み等量	販売期間
1	総合ストアー 吉村	知多郡武豊町字中根 1-10	50枚	50枚	平成27年9月23日～不明
2	飲食店	海部郡蟹江町内	20枚	20枚	自家消費 ※消費者には販売していません
3	飲食店	津島市内	15枚	15枚	自家消費 ※消費者には販売していません
4	販売店	津島市内	35枚	35枚	自家消費 ※消費者には販売していません
計			120枚	120枚	

該当製品をお持ちの方は、絶対に喫食せず、購入した販売店に返品してください。

別添 1 食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツの流通状況（1月21日（木）正午現在）

別添 2 本県、名古屋市、岡崎市及び豊田市のビーフカツの流通状況（1月21日（木）正午現在）

食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツの流通状況（1月21日（木）正午現在）

株 老 番 屋	廃棄商品	廃棄量
	ビーフカツ (1月30日賞味期限)	40,609 枚
	ビーフカツ (1月3日賞味期限)	22,988 枚



ダイ コー 株	横流し食品	横流し量	備考
	ビーフカツ (1月30日賞味期限)	33,810 枚	約 7,000 枚は中間処分 (ダイコー聞き取り結果)
	ビーフカツ (1月3日賞味期限)	(調査中)	不明 (データなし)



み の り フ ー ズ	横流し食品	仕入量
	ビーフカツ (1月30日賞味期限)	33,810 枚
	ビーフカツ (1月3日賞味期限)	(調査中)



複数の中間業者等（卸業者）



(判明している主な販売店等)

※ゴシックは新たに判明した分

番号	販売店等名	仕入量	販売済等量
1	A マートアブヤス神守店（津島市）	2,050 枚	1,990 枚
2	A マートアブヤス春田店（名古屋市）	3,650 枚	3,415 枚
3	生鮮館やまひこ南大通店（稲沢市）	350 枚	318 枚
4	生鮮館山彦小牧店（小牧市）	150 枚	150 枚
5	生鮮館やまひこ勝川店（春日井市）	100 枚	100 枚
6	一や（愛西市）	2,300 枚	750 枚
7	食品館大阪屋（名古屋市（瑞穂区））	50 枚	50 枚
8	食品館大阪屋（名古屋市（西区））	250 枚	67 枚
9	ショッピングセンター田辺通り店（名古屋市）	100 枚	100 枚
10	スーパー サノヤ（名古屋市）	500 枚	500 枚
11	株ヒバリヤ美和店（あま市）	1,500 枚	839 枚

1 2	三崎屋ピアゴ大治店（大治町）	50 枚	50 枚
1 3	(株)成田水産（豊田市）	10 枚	10 枚
1 4	フードパーク ウオダイ瑞穂店（名古屋市）	2,350 枚	2,280 枚
1 5	豊田市民市場ピカ市 梅坪店（豊田市） （注1）	945 枚	945 枚
1 6	まごころ市場（豊田市）（注1）（注2）	155 枚	155 枚
17, 18	飲食店 2店舗（豊田市）（注1）	50 枚	45 枚
1 9	豊田市民市場 藤岡店（豊田市）（注1）	300 枚	270 枚
2 0	こころ寿司 リスタ店（豊田市）	200 枚	180 枚
2 1	こころ寿司 豊田南店（豊田市）	200 枚	185 枚
2 2	鈴や（知立市）	50 枚	20 枚
2 3	こころ寿司 大和店（岡崎市）	200 枚	135 枚
2 4	こころ寿司 大樹寺店（岡崎市）	200 枚	144 枚
2 5	こころ寿司 NEWS 店（岡崎市）	200 枚	200 枚
2 6	飲食店（春日井市）	300 枚	50 枚
2 7	こころ寿司 エクボ稲沢店（稲沢市）	150 枚	36 枚
2 8	こころ寿司 稲沢ハーモニー店（稲沢市）	150 枚	95 枚
2 9	こころ寿司 共和店（大府市）	100 枚	100 枚
3 0	こころ寿司 蒲郡店（蒲郡市）	200 枚	50 枚
3 1	こころ寿司 豊川店（豊川市）	200 枚	180 枚
3 2	BIG MAMA（西尾市）	500 枚	500 枚
3 3	スーパータツミにしの台店（知多市）	300 枚	300 枚
3 4	肉のなか彦（愛西市）	500 枚	274 枚
3 5	食事処 三河屋（小牧市）	180 枚	180 枚
36, 37	飲食店 2店舗（瀬戸市）	15 枚	15 枚
3 8	ヒバリヤフードフロント東山店（名古屋市）	500 枚	466 枚
3 9	こころ寿司 食彩館店（名古屋市）	200 枚	165 枚
4 0	なるこ市場フードプラス（名古屋市）	2,850 枚	2,850 枚
4 1	喫茶 なかよし（半田市）	50 枚	40 枚
4 2	総合食料品店 八百甚（高浜市）	50 枚	50 枚
4 3	魚勝（安城市）	50 枚	50 枚
4 4	有限会社 八百代（安城市）	50 枚	50 枚
4 5	かぎや（みよし市）	20 枚	20 枚
4 6	井戸田商店（津島市）	45 枚	45 枚
47~50	飲食店 4店舗（愛西市）	50 枚	50 枚
5 1	販売店（弥富市）	5 枚	5 枚
5 2	生鮮館 山彦 如意店（名古屋市）	50 枚	50 枚
5 3	総合ストアー吉村（武豊町）	50 枚	50 枚
5 4	飲食店（蟹江町）	20 枚	20 枚
5 5	飲食店（津島市）	15 枚	15 枚
5 6	販売店（津島市）	35 枚	35 枚

57	ホテル 松風（豊田市）	80 枚	65 枚
58	手作り惣菜の店 ヤオダイ（豊田市）	30 枚	不明（一部廃棄）
59～65	飲食店等 7店舗（豊田市）	60 枚	60 枚
計		22,715 枚	18,764 枚

（注 1）豊田市既発表分と本日 21 日（木）発表分の合計数。

（注 2）事業者から豊田市保健所への食品営業許可記載事項変更届の提出に基づき「豊田市民市場 加茂川店」から変更。

※他に、弁当製造施設 **24 施設**に、**15,675 枚**が出荷されていることが判明（うち **14,370 枚**が使用済み）。

〔弁当製造施設（持ち帰り弁当業者）の内訳〕

番号	店名	仕入量	販売済等量
1	えび屋（飛島村）	50 枚	50 枚
2	えび屋 飛島店（飛島村）	230 枚	230 枚
3	えび屋 弥富店（弥富市）	120 枚	120 枚
4	弁当店 1 店舗（瀬戸市）	35 枚	35 枚
計		435 枚	435 枚

※※表中において飲食店、販売店、弁当店で店名が記載されていない施設においては、自家消費しており消費者には販売されていません。

本県、名古屋市、岡崎市及び豊田市のビーフカツ等の流通状況（1月21日（木）正午現在）

1 ビーフカツの流通状況

施設数

自治体名	卸業者	弁当製造施設	販売業者等
愛知県	8 施設	1 1 施設	3 5 施設
名古屋市	1 1 施設	1 2 施設	1 0 施設
岡崎市	0 施設	0 施設	3 施設
豊田市	1 施設	1 施設	1 7 施設
計	2 0 施設	2 4 施設	6 5 施設

流通量

- (1) 卸業者 20施設（名古屋市11施設、豊山町1施設、瀬戸市1施設、一宮市2施設、半田市1施設、津島市1施設、碧南市1施設、小牧市1施設、豊田市1施設）

総入荷量 61,195 枚

総出荷量 51,480 枚

総在庫量 9,715 枚（廃棄、返品及び自家消費を含む）

※卸業者の総入荷量等については、重複計上しています。

- (2) 弁当製造施設 24施設（名古屋市12施設、津島市2施設、清須市1施設、北名古屋市2施設、海部郡飛島村2施設、弥富市2施設、瀬戸市1施設、碧南市1施設、豊田市1施設）

総入荷量 15,675 枚

総使用量 14,370 枚

総在庫量 1,305 枚（廃棄、返品及び自家消費を含む）

- (3) 販売業者等 65施設（名古屋市10施設、津島市4施設、愛西市6施設、あま市1施設、海部郡大治町1施設、稲沢市3施設、小牧市2施設、春日井市2施設、大府市1施設、蒲郡市1施設、豊川市1施設、知立市1施設、西尾市1施設、知多市1施設、瀬戸市2施設、半田市1施設、高浜市1施設、安城市2施設、みよし市1施設、弥富市1施設、知多郡武豊町1施設、海部郡蟹江町1施設、岡崎市3施設、豊田市17施設）

総仕入量 22,715 枚

総販売済等量 18,764 枚

※総仕入れ量と総販売済等量の差は、在庫、廃棄、返品、自家消費及び不明なものを含む。

2 チキンカツの流通状況

販売業者 1施設（名古屋市1施設）

総仕入量 250 枚

総販売済量 198 枚

※総仕入れ量と総販売済量の差は、在庫です。



平成28年1月21日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
生活衛生課	食品指導係	和座 厚	内線 2562
			直通 058-272-8280
			FAX 058-278-2627

食品衛生上の問題が危惧される（株）壺番屋以外の製品の流通について（第3報）

1月18日（月）付けで公表したみのりフーズ（羽島市）に保管されている（株）壺番屋以外の製品について、新たに廃棄物として処理を依頼していたものが判明しましたのでお知らせします。

1 ダイコー（株）に廃棄物として処理を依頼していた製品

- ・所管自治体の調査の結果、新たに13品目がダイコー（株）に廃棄物として処理を依頼していたものであることが判明しました。
※別紙参照
- ・該当製品をお持ちの方は、絶対に喫食しないでください。

2 現時点での調査状況

みのりフーズにおいて保管されていた製品に関する現時点での調査結果は以下のとおりです。（既報分を含む。）

結 果		品目数
ダイコー（株）に廃棄物処理を依頼したもの		21
調査継続中	販売元・製造元等の都道府県及び保健所 政令市で調査中のもの	68
	販売元・製造元等が不明であるもの	19
合 計		108

廃棄依頼された製品の廃棄状況(関係都道府県・市からの回答結果)

H28.1.21報告分

	品名	販売会社・製造会社等	ダイコーでの廃棄		みのりフーズでの確認分		
			廃棄時期	廃棄量	賞味期限	在庫	
1	タニタ食堂のみそ汁	マルコメ株式会社	2014.03.20～2015.07.14までの期間で、計12回(144,790kg)を廃棄依頼。 各廃棄日の廃棄製品の詳細は不明だが、1～13までの製品を含む多数の製品をまとめて依頼している。		2015.8.9	15g×6個入×3箱	
2	信州味噌漬の素(500g)				2015.6.1	500g×20袋入×167箱	
3	信州味噌漬の素(1kg)				2015.6.1	1kg×10袋入×50箱	
4	各種味噌詰合せ		【 廃棄日及び廃棄量】	マルコメ君こし 2013.08.25 だし入り味噌和 2014.09.03 マルコメ君こうじ 2015.06.03 だし入りみそ 2015.06.04 料亭の味無添加生 2015.10.26 味わい信州 2015.05.11 米こし 2015.03.31 白みそ 2015.03.29 京懐石 2015.04.28 MARUKOMEBYO 2015.05.12 料亭の味無添加生 減塩 2015.11.13 料亭の味だし入り 2015.01.01		プラスチック容器概ね750g×12個入×45箱	
			2014.03.26 11,250kg				
			2014.04.16 11,440kg				
		2014.05.26 12,470kg					
		2014.06.14 12,210kg					
		2014.08.12 11,820kg					
		2014.09.19 11,200kg					
		2014.11.11 12,040kg					
		2014.12.09 11,020kg					
		2015.01.12 13,600kg					
		2015.06.04 13,010kg					
		2015.06.15 13,630kg					
		2015.07.22 11,100kg					
		合計 144,790kg					
5	調味味噌詰合せ				記載なし	20kg入×42箱	
6	Cサーバーみそ15春夏(M)				2015.6.16	2kg×4袋入×41箱	

	品名	販売会社・製造会社等	ダイコーでの廃棄		みのりフーズでの確認分		
			廃棄時期	廃棄量	賞味期限	在庫	
7	タニタ食堂 タンドリー風のたれ	マルコメ株式会社	前頁の数量に含む		記載なし	20kg×127箱	
8	塩糍				2015.2.6	20kg×71箱	
9	調味味噌3種類詰合せ				記載なし	20kg×45箱 (とん汁、調味味噌、調味生みそ)	
10	一休さん(750g)、米蔵仕込み そ赤(1kg)				一休さん 2016.6.25 2015.12.25 2015.11.6 米蔵仕込みそ赤 2015.11.17 記載がないものあり	1kg×10袋×30箱	
11	インスタントみそ汁各種				料亭の味わかめ 2015.11.13 料亭の味あさり 2015.11.17 料亭の味しじみ減塩 20% 2015.11.14 みそ汁 2015.1.9	600kg (料亭の味わかめ18g、 料亭の味あさり19g、 料亭の味しじみ減塩20%15g、 みそ汁18g)	
12	10食入りの減塩みそ汁					2012.2.29	176g×10個×8箱
13	からし酢みそ、酢みそ、米こう じ(乾燥タイプ)					からし酢みそ 2015.1.16 酢みそ 2015. 2. 4 米こうじ 2014. 12.25	20kg×1箱

環廃企発第 1601184 号
環廃産発第 1601186 号
平成 28 年 1 月 18 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企 画 課 長

産 業 廃 棄 物 課 長

産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したところである。

産業廃棄物処理事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、受託した廃棄物を不適切に取り扱ったことは、国内の廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、貴職管区内の産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うようお願いするとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対処をお願いする。

また、当該産業廃棄物処理業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 11 条に基づく国の登録を受けた再生利用事業者であるところ、当該産業廃棄物処理業者による食品リサイクル法に違反する行為が確認された場合には、国としても食品リサイクル法に基づく厳正な対処をすることとしている。貴職管区内の産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等である場合については、食品リサイクル法に基づく登録権限を有する国（環境省・農林水産省等）とも連携して対応いただくようよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

事務連絡
平成 28 年 1 月 19 日

登録再生利用事業者 各位

農林水産省食料産業局
バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室
環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

産業廃棄物処理業者により転売された食品循環資源に係る対応について（周知）

標記については、愛知県等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づく対応を行っているところであるが、当該産業廃棄物処理業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 11 条に基づく登録を受けた再生利用事業者である。食品リサイクル法に基づく登録の基準に適合しないことが確認された場合には、当該再生利用事業者に対し、同法に基づき厳正に対処していくこととしている。

食品リサイクル法の登録再生利用事業者制度は、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の受け皿となる再生利用事業者を育成し、再生利用の取組を促進する観点から設けられた制度であるが、今般の登録再生利用事業者による行為は、単に食品リサイクル法に基づく登録の取消しに該当する可能性があるだけでなく、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組全体を後退させかねないものである。

登録再生利用事業者各位においても、制度の趣旨を十分に踏まえ、食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の再生利用を行う者として、食品リサイクル法その他関連法令の遵守に万全を期していただきたい。

農林水産省・地方農政局等連絡先	環境省・地方環境事務所連絡先
農林水産省食料産業局 担当：バイオマス循環資源課食品リサイクル班 電話：03-6744-2066	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部 担当：企画課リサイクル推進室 食品リサイクル担当 電話：03-5501-3153
北海道農政事務所 担当：事業支援課食品リサイクル係 電話：011-330-8810	北海道地方環境事務所 担当：環境対策課 食品リサイクル担当 電話：011-299-1952
東北農政局 担当：食品企業課食品リサイクル係 電話：022-263-1111 内線 4060	東北地方環境事務所 担当：廃棄物・リサイクル対策課 食品リサイクル担当 電話：022-722-2871
関東農政局 担当：食品企業課食品リサイクル係 電話：048-600-0600 内線 3881	関東地方環境事務所 担当：廃棄物・リサイクル対策課 食品リサイクル法担当 電話：048-600-0814
北陸農政局 担当：食品企業課食品リサイクル係 電話：076-263-2161 内線 3986	中部地方環境事務所 担当：廃棄物・リサイクル対策課 食品リサイクル担当 電話：052-955-2132
東海農政局 担当：食品企業課食品リサイクル係 電話：052-201-7271 内線 2523	
近畿農政局 担当：食品企業課食品リサイクル係 電話：075-451-9161 内線 2759	近畿地方環境事務所 担当：廃棄物・リサイクル対策課 食品リサイクル担当 電話：06-4792-0702
中国四国農政局 担当：食品企業課食品リサイクル担当 電話：086-224-4511 内線 2177	中国四国地方環境事務所 (中国地域) 担当：廃棄物・リサイクル対策課 電話：086-223-1584 (四国地域) 担当：高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課 電話：087-811-7240
九州農政局 担当：食品企業課食品リサイクル係 電話：096-211-9111 内線 4392	九州地方環境事務所 担当：廃棄物・リサイクル対策課 電話：096-322-2410
沖縄総合事務局 担当：農林水産部食品・環境課 食品リサイクル担当 電話：098-866-1673	

環廃企発第 1601201 号
環廃産発第 1601201 号
平成 28 年 1 月 20 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企 画 課 長

産業廃棄物課長

動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者等への立入検査等の強化について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したことを受け、平成 28 年 1 月 18 日に、「産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について」を通知し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対処をされるようお願いしたところである。

貴職におかれては、上記通知に基づき、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者を対象とし、重点的に立入検査等を行い、食品の転売を行っていた事案の有無及びマニフェスト虚偽記載の有無等を確認されたい。

その結果、適切な処理が行われていない事案が判明した場合には、速やかに許可の取消しを含む適切な措置を講じられたい。更に、事案の有無に関わらず、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者への立入検査の状況を取りまとめ、別添 1 にて、平成 28 年 1 月 29 日（金）までに報告されたい。

また、国においては、関係省庁とともに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 11 条に基づく再生利用事業者の登録を行っているところ、産業廃棄物である動植物性残さを取り扱う事業者も存在している。登録再生利用事業者に対しての立入検査等の対応を行った場合にはその旨を国に上記と併せて報告し、必要に応じて国による対応との連携を図られたい。